

布引溪流の水の有償提供に関する要領

平成 28 年 12 月 13 日 水道局長決定

平成 29 年 5 月 1 日 水道局長改定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、神戸市水道条例（以下「条例」という。）第 13 条および神戸市水道条例施行規程（以下「規程」という。）第 6 条の 3 に基づき、「布引溪流の水」を商品化して販売しようとする者に対して、「布引溪流の水」を有償提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 本要領において「布引溪流の水」（以下「溪流水」という。）とは、布引貯水池の水を奥平野浄水場で浄水処理した水道水をいう。

(売渡し等)

第 3 条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、条例第 13 条および規程第 6 条の 3 の規定に基づき算出された額により、管理者が溪流水の購入を認めた者（以下「購入事業者」という。）に溪流水を売り渡すものとする。

2 規程第 6 条の 3 第 2 項に規定する管理者が別に定める額は、1 分につき 40 円とし、同項に規定する職員の出勤時間は、給水量 0.1 立方メートルにつき 1 分として算出する。

(購入の要件)

第 4 条 溪流水を購入する者は次の各号に定める要件を全て満たすものとする。ただし、管理者が認めるときは、この限りではない。

(1) 溪流水を使って商品を製造すること。

(2) 上記の商品について、商品名に「布引溪流」の文言を入れるなど、布引溪流の名称が伝わるようにすること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

① 既に期限が到来している市民税又は法人市民税等に未納者又は滞納がある者

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(購入手続)

第 5 条 購入事業者は、布引溪流の水購入申込書（様式）を管理者に提出し、管理者が認めた後、溪流水を買い受けるものとする。

2 購入事業者は、管理者から溪流水の引渡しを受けた日以降、管理者の適法な請求を受理した日から 30 日以内に、第 3 条の規定により計算された金額を支払うものとする。

3 溪流水の売り渡しにかかる代金の金銭管理については、神戸市水道局会計規程によるほか別に定めるところによる。

(調査)

第 6 条 管理者は溪流水の用途を確認する必要があると認めたときは、溪流水の使用状況に関して購入事業者を調査することができる。

(庶務)

第 7 条 溪流水の有償提供に関する事務は、計画調整課長が行う。

附則

(施行期日)

本要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

本要領は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。